

## 第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

### (ウ) 漁港施設の復旧

鵠川漁港(むかわ町)など15件(18地区)の被害があり、国による災害査定や漁業協同組合との調整を終え、平成31年3月から災害復旧工事に着手し、令和3年(2021年)3月に復旧工事を終えた。

## (2) 大規模停電に伴う影響への対応

### ア 食と観光の早急な需要回復

地震により大きな影響を受けた食と観光の需要回復を図るため、国内外に向けたプロモーションの展開や「ふっこう割」による誘客の取組を実施した。

震災後1年を経過した令和元年9月には、震災の前年平成29年度実績も上回る、平成30年度比1.3倍の来道者数となった。

### ○ 旅行割引制度「ふっこう割」

概要	・宿泊料金の割引(最大50%) ・旅行商品の割引(最大70%)
予算規模	国81億円、道2億円
期間	H30.10~H31.3

### ○ 来道者数の推移

区分	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	H31.4	R元.5	R元.6	R元.7	R元.8	R元.9
前年比	77.9%	92.7%	101.3%	104.5%	104.6%	99.8%	103.6%	104.7%	107.1%	100.2%	99.9%	99.9%	132.0%

今後の対応としては、災害時等におけるSNSを活用した迅速な情報発信のほか、災害時の帰国支援等を目的とした「観光客緊急サポートステーション」(災害等に遭遇した国内外の観光客の速やかな帰宅・帰国等の緊急的な支援(必要に応じ24時間体制))を平成31年2月1日から必要に応じて設置することとしている。

※ 支援の内容 相談対応、情報提供、スマホ等の充電・Wi-Fiスポット設置

### イ 大規模停電等による産業被害への対応

#### (ア) 緊急経済対策官民連携協議会の設置

経済・産業団体や金融機関、行政、協力機関など約60団体で構成された緊急経済対策官民連携協議会は地震災害からの迅速な経済復興を目的として平成30年9月22日に設置(平成31年3月25日廃止)され、「復興に向けた官民共同メッセージ」の発信や「元気です北海道キャンペーン」など主に風評被害の払拭に向けた取組、産業基盤の回復と経営再建に向けた取組、北海道経済の成長軌道化に向けた取組を実施した。

○ 復興に向けた官民共同メッセージ

北海道胆振東部地震からの復興に向けた  
官民共同メッセージ

～北海道の元気を、道内外そして世界に向けて～

このたびの地震では、国内外の多くの皆さまから、支援物資、ボランティア活動、義援金など多大なるご支援や温かい励ましの声をいただき、道民は大いに勇気づけられました。心から感謝申し上げます。

現在、被災地域以外の大部分の地域では、生活インフラや交通機能も日常生活に支障のない程度にまで回復してきており、今後は、本道の基幹産業である農林水産業や地域の暮らしと経済を支える中小企業、そして北海道の「強み」である食と観光において、一日も早く本来の活気ある姿を取り戻し、更なる発展を目指していかなくてはなりません。

皆さまからの励ましを力に、私たちは今一度、走り始めます。

皆さまから、引き続き道産品をご愛顧いただくとともに、より多くの方々に、北海道にお越しいただき、実りの秋を迎える食や温泉、旬の水産物、鮮やかな紅葉や美しい農村風景など本道の魅力に触れていただけるよう、私たちは一丸となって取り組み、北海道の元気を道内外そして世界に発信してまいります。

平成30年9月

北海道胆振東部地震に係る緊急経済対策官民連携協議会

代表 北海道知事 高橋 はるみ

協議会構成機関一同

北海道胆振東部地震に係る緊急経済対策官民連携協議会構成機関一覧

<p>経済・産業団体 (五十音順)</p>	<p>全日本空輸 (株) (独) 中小企業基盤整備機構 日本航空 (株) (独) 日本貿易振興機構 日本旅館協会北海道支部連合会 (一社) 日本旅行業協会北海道支部 日本労働組合総連合会北海道連合会 ホクレン農業協同組合連合会 (一社) 北海道医師会 (公社) 北海道観光振興機構</p>
---------------------------	--

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

	<p>北海道漁業協同組合連合会          北海道経済同友会          北海道経済連合会          (一社) 北海道建設業協会          (社福) 北海道社会福祉協議会          (一社) 北海道商工会議所連合会          北海道商工会連合会          北海道商店街振興組合連合会          北海道森林組合連合会          北海道石油業協同組合連合会          北海道中小企業団体中央会          (公社) 北海道トラック協会          北海道農業協同組合中央会          (一社) 北海道バス協会          北海道ホテル旅館生活衛生同業組合          北海道木材産業協同組合連合会          北海道旅客鉄道(株)</p>
金融機関	<p>(株) 日本政策金融公庫          (株) 商工組合中央金庫          (株) 日本政策投資銀行          (株) 北洋銀行          (株) 北海道銀行          (一社) 北海道信用金庫協会          (一社) 北海道信用組合協会          北海道信用保証協会</p>
行政機関・団体	<p>北海道総合通信局          北海道財務局          北海道厚生局          北海道労働局          北海道農政事務所          北海道森林管理局          北海道経済産業局          北海道開発局          北海道運輸局          北海道地方環境事務所</p>

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

	北海道市長会 北海道町村会 札幌市 北海道
災害時物資等協力機関	(株) セコマ (株) ローソン (株) セブン-イレブン・ジャパン (株) イトーヨーカ堂 (株) ファミリーマート イオン (株) 佐川急便 (株) ヤマト運輸 (株) 日本郵便 (株) 北海道支社 サッポロHD (株)・サッポロビール (株) 北海道コカ・コーラボトリング (株) 雪印メグミルク (株)

# 元気です 北海道

※GOTO OUTLET 1494.00.00

## 北海道の元気を、道内外そして世界に向けて 【北海道胆振東部地震からの復興に向けた取組】

平成31年3月25日（第2版・最終更新）  
北海道胆振東部地震に係る緊急経済対策官民連携協議会

地震により大規模停電や断水、ライフラインの寸断など道民生活や経済活動に大きな支障が生じたが、被災地以外では暮らしや経済活動に支障がない状態となっている。  
一方で震災により、道内の主要産業である農林水産業の生産基盤の被災や中小企業の生産活動の停滞、北海道全域にわたる宿泊客のキャンセルなど、北海道経済に極めて大きな影響が生じていることから、官民が一体となってこの事態に対応し、北海道経済を確かな成長に繋げる取組を推進する。

**1** 風評被害の払拭に向けた取組（19団体・取組数延べ102件）  
旅行者の減少のほか、節電により各種イベントの中止や縮小を余儀なくされるケースも見られることから、災害の復旧状況や安全性などについての正確な情報を、道内外や海外に向けて積極的に発信し、風評被害の払拭を図る。

【主な取組】

- ▶ 旅行割引制度（ふっこう割）や被災地応援特別商品等の販売による誘客促進
- ▶ ホームページやメルマガ、SNS、新聞や機内誌への意見広告掲載など多様な情報発信ツールを活用して、本道の正確な情報を国内外へ発信
- ▶ インバウンドをはじめとした観光客の利便性向上や移動情報の充実
- ▶ 海外メディア、インフルエンサー等の招へい
- ▶ 経済・産業界の道外会員や道外企業等に対し、風評被害払拭への協力依頼
- ▶ ポスター、パンフレット、キャンペーンロゴ入りステッカー、メッセージ動画などを活用した「元気な北海道」のPR
- ▶ 道内外でのプロモーションやイベントの主催・支援を通じ、道内各観光地等の現状を広く周知
- ▶ 来道観光客による安全性PRとSNSなどによる情報拡散の依頼
- ▶ 電気を大切に使いながらサービスの向上を図る事業者を認定し、道内外へ情報発信

**2** 産業基盤の回復と経営再建に向けた取組（23団体・取組数延べ75件）  
大規模な土砂災害や道内全域での停電により、農林水産業が受けた甚大な被害からの再生を図るため生産基盤の復旧を進めるとともに、事業活動に支障を来している中小企業者等への影響を緩和するため、必要な対策を講じる。

【主な取組】

- ▶ 経営・金融に関する特別相談窓口などの設置
- ▶ 被災地への緊急支援物資の輸送、被災したライフラインや生産基盤の早期復旧や災害に備えた燃油供給体制など社会基盤の構築
- ▶ 低利特別融資等の実施、BCP策定へのサポート
- ▶ 商店街等において被災地特産品を販売する復興支援セールの開催

**3** 北海道経済の成長軌道化に向けた取組（19団体・取組数延べ77件）  
インバウンドをはじめとする国内外観光客の呼び戻しや道民の道内観光需要の掘り起こし、国内外でのプロモーション実施による道産品の販売促進など、地震の影響を乗り越え北海道経済をさらなる成長軌道へ乗せていくための取組を実施する。

【主な取組】

- ▶ 需要喚起に繋がる各種イベント・会場の開催や販売促進に向けた各種キャンペーン、プロモーション等の実施
- ▶ 道産原材料使用を明記した商品の開発・販売による、北海道ブランドの発信

**4** その他の取組（8団体・取組数延べ17件）

- ▶ ホットラインの設置など労働相談対応 など

(イ) 中小企業支援の実施

事業活動に影響が出ている中小企業の経営再建や事業の継続に向け、特別相談窓口の設置や移動相談会の開催のほか、「中小企業総合振興資金」による貸付等を行った。

また、2年度にわたり胆振東部3町の企業などが連携して行う販路・売上拡大の取組に対する支援を実施した。

引き続き、自然災害など緊急事態に備えた「BCP※」の策定支援を行うこととしている。

※ Business Continuity Planning (事業継続計画)

○ 中小企業への支援実績 (R3. 3. 31 現在)

支援の内容	実 績
「中小企業総合振興資金」の貸付	234件 4,284百万円
支援施策説明会・移動相談会の開催	12件(胆振東部3町×2回、6圏域×1回)
販路・売上拡大支援事業	延べ参加社数44社(販路開拓:26社、商品開発:18社)
北海道特有の自然災害対策を盛り込んだBCP作成手引きの全道配付	5,000部

(ウ) エネルギー供給等の強靱化

今回の大規模停電の経験を教訓とし、災害時の畜産農家における非常用電源の確保やガソリンスタンドにおける自家発電設備の整備などに対して支援を実施するとともに、国に対し、送電網等電力基盤の増強に向けた仕組みの整備について要望したほか、非常時にも対応可能なエネルギー地産地消の事業化に向けた支援を実施した。

○ エネルギー供給等の確保対策 (R3. 8. 31 現在)

区 分	災害時酪農施設電源確保緊急対策 事業費補助金	災害時給油体制緊急整備 事業費補助金
概 要	災害時の酪農施設における電力供給 機能の確保	ガソリンスタンド等が行う自家発電 設備整備を支援
事業主体	農業協同組合等	揮発油販売業者
対象箇所	1,870箇所	210箇所
対象設備	配電盤設備	自家発電設備
負担割合	国1/2、道1/4、事業主体1/4	道10/10(上限250万円)

※ 災害時給油体制緊急整備事業費補助金は事業完了期限をR. 9. 30とする。

#### 第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

##### ○ エネルギー地産地消事業化モデル支援事業（非常時対応型モデル）

概要	非常時にも対応可能な地域におけるエネルギー地産地消の事業化に向けたモデルとなる取組を支援
事業主体	市町村又は市町村と法人等で構成された共同体
対象事業	地域のエネルギー活用に向けた自治体等の計画に基づいた以下の事業等 ① 地域の有するエネルギー資源を活用し、地域で消費する事業 ② 街区や大型施設においてエネルギーの効率的利用を行う事業
補助率	定額
上限額	最大5億円
実施地域	(R1～R3) 厚真町、大樹町、(R1) 豊富町

#### 5 ロードマップによる復旧・復興に向けた取組の推進管理

復旧・復興方針における5つの取組方向に基づき実施する復旧・復興対策については、具体的な取組内容や進捗状況などを整理した「平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）により推進管理を行うとともに、道のホームページを通じて、広く情報提供を行っている。

ロードマップで進捗管理している事業は66事業あり、令和3年度までに46事業が完了した。

森林の再生など一部の事業で完了年度が未定のものがあるが、残りの事業については、令和5年度までに概ね完了する予定となっている。

北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興に向けた取組のロードマップ  
 掲載事業（取組）一覧表

R4.06.30現在

区分	種類	取組（事業）	事業完了予定	所管部等	
<b>1 被災地域の復旧・復興に向けた取組</b>					
(1) 住まい・くらしの速やかな再建	<b>ア 被災者の住宅再建</b>				
	ウ	①被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給	R4.10（毎年度、事業継続を判断）	総務部	
	ア	②住宅の復旧・再建に向けた相談対応等	R3.6	完了	建設部
	ア	③応急仮設住宅の供与等	借上型R2.9～R3.11	完了	保健福祉部
			建設型R2.10～R3.1	完了	建設部
	ア	④道営住宅の供与	R元.10	完了	建設部
	ウ	⑤災害公営住宅の建設	R2.12	完了	建設部
	ウ	⑥被災者の集団移転等の検討	R3.11	完了	総合政策部
	ア	⑦「住家被害見舞金」の支給	R2.3	完了	総務部
	<b>イ 被災者の生活支援</b>				
	ウ	①「災害義援金」の受付・配分	R2.5	完了	保健福祉部
	ウ	②生活福祉資金等の貸付け	R6.3		保健福祉部
	ウ	③災害廃棄物の処理	R2.9	完了	環境生活部
	ア	④「災害弔慰金」の支給	R2.3	完了	総務部
	ウ	⑤生活家電等の貸付け	H31.3	完了	保健福祉部
	ウ	⑥「災害援護資金」の貸付け	H31.3	完了	保健福祉部
	<b>ウ 保健・医療・福祉、教育環境の回復</b>				
	ア	①被災者のケア	R5.3（毎年度、事業継続を判断）		保健福祉部
	ア	②被災者の健康管理	R5.3（毎年度、事業継続を判断）		胆振総合振興局
	ア	③教員の加配	R5.3（毎年度、事業継続を判断）		教育庁
	ア	④スクールカウンセラーの派遣	既存事業で継続		教育庁
ア	⑤スクール・サポート・スタッフの配置	既存事業で継続		教育庁	
ア	⑥児童生徒等の就学機会の確保	既存事業で継続（高校教育）		教育庁	
ア	⑦被災者の健康相談等	H30.12	完了	保健福祉部	

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

(2) ライフラインやインフラの本格的な復旧	<b>ア 電気・水道の復旧等</b>			
	ア	①水力発電施設の復旧	R元.12	完了 企業局
	ア	②工業用水道施設の復旧等	R2.3	完了 企業局
	アイ	③厚真町富里浄水場の復旧	R3.3	完了 環境生活部 建設部
	ウ	④JR日高線（苫小牧～鶴川）の復旧	H31.3	完了 総合政策部
	ウ	⑤情報通信基盤の復旧	H31.3	完了 総合政策部
	<b>イ 道路や河川などの公共土木施設等の強靱化</b>			
	アイウ	①公共土木施設等の復旧	R4.3	完了 環境生活部 建設部
	ウ	②港湾施設の復旧	R2.7	完了 総合政策部
	<b>ウ 文教施設や医療施設等の再生</b>			
	ア	①道立高等学校及び特別支援学校の復旧	R元.11	完了 教育庁
	ウ	②私立学校施設の復旧	R2.3	完了 総務部
	アウ	③社会教育施設の復旧	R2.11	完了 教育庁
	ウ	④早来中学校など市町村立学校等の復旧	R2.3	完了 教育庁
	ウ	⑤社会体育施設の復旧	R2.8	完了 環境生活部
	ウ	⑥廃棄物処理施設の復旧	R2.3	完了 環境生活部
	ウ	⑦医療施設の復旧	R2.3	完了 保健福祉部
	ア	⑧社会福祉施設の復旧	R2.12	完了 保健福祉部
	ア	⑨道有施設等の修繕	R元.11	完了 環境生活部
	ウ	⑩文化財の復旧	R2.6	完了 教育庁
ウ	⑪「アイヌ生活館」の復旧	R元.7	完了 環境生活部	

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

(3) 地域産業の持続的な復興	<b>ア 農林水産業の産業基盤の強化</b>				
	アウ	①農地・農業用施設等の復旧	R3.5	完了	農政部
	ウ	②営農施設・農協等施設被害への対応	R3.3	完了	農政部
	アウ	③森林・林業被害の復旧	未定		水産林務部
	ア	④漁港施設の復旧	R3.3	完了	水産林務部
	アイウ	⑤農林漁業者への技術指導・相談対応等	未定 (復旧工事完了まで)		水産林務部
	<b>イ 商工業や観光の復興</b>				
	ア	①「中小企業総合復興資金」による貸付け、保証料負担の軽減	R3.3	完了	経済部
	ア	②支援施策説明会・移動相談会の実施	R3.3	完了	経済部
	ア	③被災地の小規模企業の販路開拓への支援	R3.3	完了	経済部
	ア	④文化・芸術・スポーツイベントへの支援	R3.3	完了	総合政策部
	ア	⑤道産品の販路拡大に向けた取組	既存事業で継続		経済部
	ア	⑥道産食品の付加価値向上に向けた取組	既存事業で継続		経済部
	ア	⑦災害時の体制整備	既存事業で継続		経済部
ア	⑧安全情報の発信	R元.8	完了	経済部	
ア	⑨国内外でのプロモーション活動	R元.5	完了	経済部	
イ	⑩旅行割引制度「ふっこう割」の導入	H31.3	完了	経済部	
ア	⑪国内外でのプロモーションの展開	H31.3	完了	経済部 渡島総合振興局	
<b>2 大規模停電等に伴う影響への対応</b>					
(1) 食と観光の早急な需要回復	<b>ア 道産食品や観光の需要回復に向けた取組の展開 (P17~P19)</b>				
		①道産品の販路拡大に向けた取組 (再掲)	既存事業で継続		経済部
		②道産食品の付加価値向上に向けた取組 (再掲)	既存事業で継続		経済部
		③災害時の体制整備 (再掲)	既存事業で継続		経済部
		④安全情報の発信 (再掲)	R元.8	完了	経済部
		⑤国内外でのプロモーション活動 (再掲)	R元.5	完了	経済部
		⑥旅行割引制度「ふっこう割」の導入 (再掲)	H31.3	完了	経済部
		⑦国内外でのプロモーションの展開 (再掲)	H31.3	完了	経済部 渡島総合振興局
ア	⑧国際航空路線就航会社等へのPR	H31.3	完了	総合政策部	

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

(2) 大規模停電等による産業被害への対応	<b>ア 中小企業の振興</b>			
	①「中小企業総合振興資金」による貸付け、保証料負担の軽減（再掲）	R3.3	完了	経済部
	②支援施策説明会・移動相談会の実施（再掲）	R3.3	完了	経済部
	③被災地の小規模企業の販路開拓支援（再掲）	R3.3	完了	経済部
	ア ④中小企業のBCPの策定支援	既存事業で継続		経済部
	<b>イ エネルギー供給等の強靱化</b>			
	ウ ①非常用電源の確保（畜産農家）	R2.3	完了	農政部
	ア ②石油製品の安定的な供給の確保	既存事業で継続		経済部
	ア ③エネルギーの地産地消の取組	既存事業で継続		経済部
	ウ ④電力の安定供給に向けた国等への要望	既存事業で継続		経済部
ア ⑤節電の普及啓発	H31.3	完了	経済部	
3 復旧・復興の推進	<b>(1) 道の推進体制</b>			
	ア ①胆振総合振興局苫小牧サテライトオフィスの設置	R3.7	完了	胆振総合振興局
	ア ②いぶりONE復興プロジェクト推進室の設置	—		胆振総合振興局
	<b>(2) 被災市町村への支援</b>			
	ア ①被災市町村への人的支援	R5.3		総務部 総合政策部
	ア ②ふるさと納税の代理受付	H30.12	完了	総合政策部
	<b>(3) 国や関係機関・団体等との支援</b>			
ア ①胆振東部地震災害復旧・復興対策に係る現地連絡調整会議の開催	—		総合政策部 胆振総合振興局	
取組数			66項目	
うち完了（既存事業で継続を含む）			56項目	
注：「種類」欄についての説明 ア 取組(事業)主体が道のもの イ 取組(事業)主体は道以外（国・市町村等）だが、道事業と連携し計画的に実施するもの ウ 取組(事業)主体は道以外（国・市町村等）だが、道として業務対応が発生するもの				

北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興に向けた取組のロードマップ												
区分	種類	取組			R2年度			R3年度	事業完了予定	所管部署		
		H30年度	H31年度(5月以降R元年度)	H32年度	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月			10~12月	1~3月
1 被災地域の復旧・復興に向けた取組												
ア	被災者の住宅再建	①被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給 (基礎金50万円) ・「全額」100万円、「大規模半壊」50万円など (加算支援金) ・「建設・購入」200万円、「補修」100万円など	支給申請書等必要書類の進達・支給決定通知の送付、被災者等に対する必要な助言等									
			相談の実施									
			②住宅の復旧・再建に向けた相談対応等 ・被災した住宅の復旧・再建に向けた情報提供、相談対応等	建築関係団体との連携による住宅の復旧・再建に向けた相談への対応								
			③応急仮設住宅の供与等 ・災害救助法による応急救助として、住居を失った方々の当面の住まいの確保や生活必需品の提供、被害を受けた住居の応急修繕などの取組を実施	応急仮設住宅の管理運営								
			④道営住宅の供与 ・地方自治法に基づく目的外使用許可により、住居を喪失した困難者に対する一時的な住居として道営住宅を無償供与(専長1年間) ・提供戸数 272戸(胆振・石狩・日高管内)	道営住宅の供与								
			⑤災害公営住宅整備事業(事業主体:厚真町)	災害公営住宅整備事業(事業主体:厚真町) 設計、建設工事								
ウ	災害公営住宅の建設	⑥被災者の集団移転等の検討	被災者の集団移転等の検討									
			被災者の集団移転等の検討									

(1) 住まい・くらしの速やかな再建

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

区分	理 類	取 組	H31年度(5月以降R元年度)					R2年度			R3年度		事業完了予定	前部署	
			10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月			①
（1）住まい・くらしの速やかな再建	ア	<p>①【住家被害見舞金】の支給</p> <p>（自己所有房屋） ・「全壊」20万円、「半壊」10万円（借家） ・「全半壊」6万円</p>	被災者に見舞金を支給するとともに、市町村等へ必要な助言等											R2.3完了 ※今後は今後は申請の状況に応じて対応	総務部
	イ	被災者の生活支援	被災者に対する見舞金の支給状況											R2.5完了	保健福祉部
	ウ	<p>①【災害支援金】の交付・配分</p> <p>・北海道災害支援委員会が預かった支援金について配分委員会を通じて被災者へ配分（人的被害） ・「死亡」100万円、「重傷」50万円（住家被害） ・「全壊」100万円、「半壊」50万円 ・「一部壊壊」H30.9~H31.8 10万円 ※H31.9以降の「一部壊壊」は支援金残額を被害者で割り戻して算出</p>	被災者に対する見舞金の支給状況											R2.5完了	保健福祉部
	ウ	<p>②【生活福祉資金等の貸付け】</p> <p>・「特別緊急小口資金貸付事業補助金」[連] 被災者の生活に必要な家具・什器等、当座の生活に必要な経費を支援 （事業者） 北海道社会福祉協議会（貸付対象者） 国の「緊急小口資金」控利用してなお不足する者（貸付限度額） 国 抵 充：10万円以内~20万円以内 道 上 乗 せ：20万円以内~50万円以内（貸付利率） 無利子（償還期間） 据置期間経過後2年以内</p>	被災者に対する見舞金の支給状況											R6.3完了	保健福祉部
ウ	<p>③【災害廃棄物の処理</p> <p>・「災害等廃棄物処理事業補助金」[国]の活用 災害廃棄物の処理を円滑、迅速に行うために、必要な支援を実施 （広域処理に係る諸調整（若小牧、岩見沢、登別） ・「廃棄物処理事業苦団体との協定に基づく処理実施 ・「国庫補助事業」の申請にあたって、職員派遣や助言など必要な支援を実施</p>	被災者に対する見舞金の支給状況											R2.9完了	環境生活部	

